

厚生労働省北海道労働局発表  
令和7年2月7日担当  
厚生労働省北海道労働局  
雇用環境・均等部指導課  
課長 高津 信之  
指導係員（育・介法担当） 吉野 清太  
直通電話 011(709)2715

報道関係者各位

## 改正育児・介護休業法等解説動画を公開中です

北海道労働局（局長 <sup>みとみ のりえ</sup> 三富 則江）は、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法（以下、「改正法」と言います。）が令和7年4月1日から段階的に施行されることから、今般、改正法に係る説明動画を北海道労働局ホームページ等に公開しましたので、お知らせいたします。

## 動画

## 【北海道労働局】 令和7年改正育児・介護休業法等解説動画

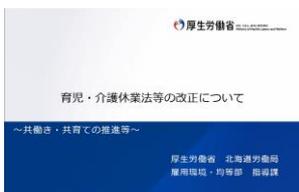
掲載先

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/hourei\\_seido/kai seiikukai20240618\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/kai seiikukai20240618_00001.html)

(QRコード)



(トップページ)



(解説ページ)

(1) ① 子の看護休暇の見直し  
改正前後の制度の概要 施行日：令和7年4月1日

改正前	令和7年4月1日～
<b>【名称】</b> ●「子の看護休暇」	<b>【名称】</b> ●「子の看護等休暇」
<b>【対象となる子の範囲】</b> ●小学校就学の始期に達するまで	<b>【対象となる子の範囲】</b> ●小学校3年生修了までに延長
<b>【取得事由】</b> ●病気・けが ●予防接種・健康診断	<b>【取得事由】</b> （※詳細は省令） ●感染症に伴う学級閉鎖等 ●入園(入学)式、卒園式を追加
<b>【労使協定の締結により除外できる労働者】</b> (1)引き続き雇用された期間が6か月未満 (2)週の所定労働日数が2日以下	<b>【労使協定の締結により除外できる労働者】</b> ●(1)を撤廃し、(2)のみに (週の所定労働日数が2日以下)

※ 取得可能日数は、現行日数（1年間に5日、子が2人以上の場合は10日）と変更ありません。

動画の内容 約40分

1. 改正の概要 約4分
2. 育児・介護休業法の改正内容 約26分
3. 次世代育成支援対策推進法の改正内容 約7分
4. 企業への支援等（両立支援等助成金）約3分

【道政記者クラブ・経済記者クラブ同時提供】